

始良市農業委員会総会議事録（2月）

1. 開催日時 平成30年2月28日（水） 午後1時30分～3時25分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（19人）

1番	松元 信道	11番	内村 洋昭
2番	森 洋一	12番	西 泰行
3番	岩元 律子	13番	堂前 澄男
4番	野元 幸雄	14番	今村 逸子
5番	夏田 恒	15番	内甌 達也
6番	今西 馨	16番	松尾 博好
7番	本村 正一	17番	瀬尾 幹男
8番	坂元 廣幸	18番	市藪 由美子
9番	小長野 誠	19番	米迫 慎二
10番	川島 兼次		

欠席委員 なし

農地利用最適化推進委員 出席委員（11人）

1番	池端 隆志	7番	白尾 親昭
2番	新屋敷 幸一	8番	牧野田 隆平
3番	中村 政芳	9番	大重 孝司
4番	柳迫 勝美	10番	上福元 克己
5番	犬童 博子	11番	松元 健一
6番	宇都 和義	12番	湯脇 博信

欠席委員 12番委員

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
4. 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4号 農地転用事業計画変更申請について
7. 議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第 6号 農地の利用目的変更願について
9. 議案第 7号 非農地証明願について

10. 議案第 8 号 農地あっせん申出（借受希望）について
11. 議案第 9 号 農地中間管理事業にかかる農地利用集積計画（貸借）の意見決定について
12. 議案第 10 号 始良市ふるさと移住定住促進条例第2条第1項第1号に定める、補助対象地区内における農地法第3条にかかる下限面積について
13. 農地あっせんの経過報告
14. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
15. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長

~~振興係長~~

振興係主査

農地係長

農地係参事補

農地係主任主査

加治木農林水産係長

始良農林水産係長

	<p>始良市農業委員会総会議事録（平成30年2月） （大会議室に全員着席）</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p> <p>〔1. 総会の通告〕</p>
議 長	<p>ただいまから、平成29年度第11回始良市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの出席農業委員は19名中、19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p style="text-align: center;">————— 会務報告 —————</p>
議 長	<p>それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>資料により説明</p> <p style="text-align: center;">————— 議事録署名委員の指名 —————</p>
議 長	<p>議事日程に入ります。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>『異議なし』</p>
議 長	<p>それでは、5番委員、6番委員にお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 会議書記の指名 —————</p>
議 長	<p>つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇係長と〇〇主査を指名いたします。</p> <p>これからの議案の審議では、農業委員会法第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案、終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把</p>

	<p>握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしく願いいたします。</p>
	<p>————— 議案第1号 —————</p>
議 長	<p>それでは、日程第3、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について議題に供します。</p> <p>1番から34番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1ページでございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会にて審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。</p> <p>公告日は2月28日、契約の始期は3月1日をそれぞれ予定いたしております。</p> <p>契約年数につきましては、2年間で1件、3年間で10件、5年間で17件、7年間で1件、10年間で5件で、合計34件となっております。面積につきましては、合計68,181㎡となっております。農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の2ページから8ページでございますので、ご確認いただきたいと思います。</p> <p>なお、総会資料の7ページ30番から34番までが17番委員の関連する議案となっております。こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしく願います。</p> <p>以上、第1号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、1番から34番までについて質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	[質問、意見なし]
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての1番から29番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	[賛成多数]
議 長	<p>賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての1番から29番までについては、原案のとおり決定いたしました。</p>

	<p>なお、議案第1号30番から34番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。</p> <p>30番から34番の関係者、17番委員の退席をお願いします。</p>
議 長	<p>委員 (17番委員退席)</p> <p>それでは、30番から34番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>委員 「質疑・意見なし」</p> <p>それではお諮りいたします。議案第1号33番から34番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>委員 [賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、30番から34番については原案のとおり決定いたしました。17番委員は着席してください。</p>
	<p>委員 (17番委員着席)</p>
	<p style="text-align: center;">————— 議案第2号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第4、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p> <p>1番から8番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
議 長	<p>事務局 それでは、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、9ページでございます。今月の申請件数につきましては、8件となっております。</p> <p>先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから8ページに調査書がございますので、ご審議の参考としてください。</p> <p>それでは、1番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、平松在住の〇〇。譲渡人で、鹿児島市在住の〇〇、鹿児島市在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、平松字東原田〇〇番〇 田、〇〇番〇 田の計2筆、合計面積が404㎡です。以上で1番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の1番に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに</p>

	補足説明をお願いします。
委員	<p>1番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年2月16日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は他の人が賃借していたが、契約が切れたため譲渡人から売買の依頼があり購入されるということです。農機具は一通り全部揃っています。経験も十分あります。また、申請地は隣同士で管理されています。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
議長	次の2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、2番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、増田在住の〇〇。譲渡人、増田在住の〇〇の親子間の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、増田字上龍毛〇〇番 田、永瀬字佃〇〇番 田、〇〇番〇 田の計3筆、合計面積3,071㎡です。以上で2番の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの説明の2番に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	<p>4番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年2月21日譲受人と譲渡人同時に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は現在耕作されております。農機具は、お父さんの所有ですが一緒に耕作されていますので問題ありません。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
議長	次の3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、3番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、増田在住の〇〇。譲渡人は、鹿児島市在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、寺師字鑑川原〇〇番〇 畑、〇〇番〇 畑、〇〇番 田、字道下〇〇番〇 畑、〇〇番 田、〇〇番 畑、〇〇番〇 田、〇〇番〇 田の計8筆、合計面積4,720㎡です。以上で3番の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの説明の3番に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	<p>2番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年2月16日に譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。</p>

議 長	<p>譲受人は現在約2haの田を夫婦で耕作しています。機械類については、トラクター、田植え機、コンバイン、噴霧器、乾燥機、軽トラックを所有しています。申請地はよく管理をされています。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。以上で報告を終わります。</p> <p>次の4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、4番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、西始良在住の〇〇。譲渡人、住吉在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、住吉字立神〇〇番 田 2, 755㎡です。以上で4番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の4番に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>2番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年2月15日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は約4反5畝の田を耕作しています。譲受人は譲渡人の娘婿にあたります。機械類については、トラクター、田植え機、脱穀機、バインダー、軽トラックを所有しています。申請地は毎年本人が耕作をしています。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の5番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、5番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、蒲生町北在住の〇〇。譲渡人、蒲生町北在住の〇〇の親子間の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町北字渡瀬口〇〇番 〇 田、字五反田〇〇番 田、字鈴野〇〇番 〇 田の計3筆、合計面積2,678㎡です。以上で5番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の5番に関連して、4番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>4番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年2月17日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、労力、機械も経験もあり問題ありません。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の6番について事務局の説明を求めます。</p>

<p>議 長</p>	<p>事務局 それでは、6番につきましてご説明いたします。 譲受人、豊留在住の〇〇。譲渡人、北九州市在住の〇〇他2名の売買による所有権移転です。申請地の所在は、豊留字宮ノ前〇〇番 田 4 4 6 m²です。以上で6番の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明の6番に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>3番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年2月20日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。当該農地は周囲の農地から孤立した位置にあり、譲受人の農道を通らないといけない場所にあります。他の方が買い求めるような場所ではないという場所です。譲受人の耕作状況は、現在、田を48a。労働力は十分あり、農業機械等についても、トラクター2台、田植え機、コンバイン、乾燥機、噴霧器、播種機等共同で所有しています。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の7番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局 それでは、7番につきましてご説明いたします。 譲受人、西餅田在住の〇〇。譲渡人、下名在住の〇〇他1名の売買による所有権移転です。申請地の所在は、西餅田字小宇都〇〇番 田 1 1 5 m²です。以上で7番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明の7番に関連して、1番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>1番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年2月21日事務局とともに譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、現在、農地を約4,300m²耕作し、水稻果樹等を夫婦で耕作されています。今回、果樹、特に柑橘類を植栽するため当該地を購入するということで、耕作に必要な噴霧器、草刈機、トラック等を所有しています。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の8番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局 それでは、8番につきましてご説明いたします。 譲受人、蒲生町下久徳在住の〇〇。譲渡人、蒲生町下久徳在住の〇〇、鹿児島市在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生</p>

議 長	<p>町下久徳字下川原〇〇番〇 田、〇〇番 畑の計2筆、合計面積699㎡です。以上で8番の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明の8番に関連して、10番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>10番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年2月18日譲受人と譲渡人の立会いのもと現地で、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。機械は、耕耘機、田植え機、刈払い機はあるが、トラクター等の作業は、近くの〇〇さんが手伝ってくれるとのことでした。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番について一括して質疑に入ります。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[質疑・意見なし]</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から8番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から8番については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第3号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第5、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p> <p>1番から2番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。</p> <p>1番についてご説明申し上げます。</p>

<p>議 長</p>	<p>申請人は、東餅田在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町西浦字アケシ〇〇番〇 田 3, 537㎡です。農地区分は、農用区域内農地です。現在、農用地除外の申請中です。土地改良事業はなし。農地の広がりには10ha未満です。除外後は、第2種農地のその他の農地になります。</p> <p>転用目的は、山林です。申請理由は、長年、荒地で復田も不可能であり、イノシシも多いためです。資金は現在、通路として利用しているため不要です。土地改良区等はなし。被害防除計画書の添付があります。3,000㎡超えのため県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p> <p>ただいまの説明の1番に関連して、7番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>7番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、農用区域内農地であるが、除外後は第2種農地となりその他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、西浦小学校から北に約1,500mの位置です。被害防除の現況は、東が原野と道、西が山林と原野、南が田、北が山林です。申請実現の確実性は、自己資金もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>2番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>2番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人は、福岡県豊前市在住の〇〇。土地の所在は、平松字杉園迫田〇〇番〇 田 585㎡です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、貸駐車場です。申請理由は、貸駐車場に転用し、副収入を得て税金の足しにしたいためです。資金は自己資金で対応し、水利組合の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明の2番に関連して、15番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>15番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、重富小学校から東に約350mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が田、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であ</p>

		ります。以上です。
議 長		これより、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、1番から2番について質疑に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。 議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、1番から2番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	[賛成多数]
議 長		賛成多数により、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から2番は、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については意見聴取いたします。
		————— 議案第4号 —————
議 長		つぎに、日程第6、議案第4号農地転用事業計画変更申請について議題に供します。
	委 員	議長。
議 長		2番委員。
	委 員	議案第4号を審議する前に、議案第5号7番を審議しなくていいのですか。
議 長		事務局。
	事務局	事業計画変更を審議し、承認後に5条の許可申請を審議します。
議 長		よろしいでしょうか。 1番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第4号農地転用事業計画変更申請についてご説明申し上げます。 1番についてご説明申し上げます。 変更前の申請人が、始良市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。土地の所

	<p>在は、平松字荒平〇〇番 田 1,287㎡、〇〇番 田 939㎡、〇〇番〇 田 451㎡、合計3筆の2,677㎡です。当初の許可は、平成29年8月4日付けの5条許可で、転用目的は資材置場でした。変更後の申請人は、同一です。土地の所在は、平松字荒平〇〇番 田 1,287㎡、〇〇番 田 939㎡、〇〇番〇 田 451㎡。これまでが、変更前と同一です。〇〇番 田 332㎡、〇〇番〇 田 1,119㎡、〇〇番 田 1,018㎡、〇〇番 田 434㎡、4筆の2,903㎡が追加され、合計7筆の5,580㎡です。転用目的も同一です。理由は、業務拡張により資材の置場が広く必要となり、急遽事業に入ろうとしたが、今回譲受希望のあった4筆を加えて資材置場を変更造成するためです。議案第5号7番と関連があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明に関連して15番委員に、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての7番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>15番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、城瀬公民館から南に約50mの位置です。被害防除の現況は、東が県道、西が田、南が宅地と田、北が田と山林です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>これより、議案第4号農地転用事業計画変更申請について、1番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。 議案第4号農地転用事業計画変更申請について、1番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第4号農地転用事業計画変更申請についての1番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第5号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第7、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p>

	<p>なお、14番については取り下げとなりましたので、1番から13番及び15番について説明をお願いします。 まず、1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。 14番については、2月27日付けで取り下げの申請がありました。 1番についてご説明申し上げます。 譲受人、大阪市在住の〇〇。譲渡人、東京都在住の〇〇。土地の所在は、松原町二丁目〇〇番〇 畑 253㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第二種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅1棟の建築面積100.92㎡です。申請理由は、譲受人の両親が借家住まいのため、申請地に両親用の家を建築するためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、16番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>16番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、松原簡易郵便局から北東に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番についてご説明申し上げます。 譲受人、永池町在住の〇〇。譲渡人、福岡市在住の〇〇。土地の所在は、池島町〇〇番〇 畑 289㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅1棟の建築面積107.65㎡です。申請理由は、現在、賃貸住宅に居住中のため、自己所有の戸建て住宅を建築するためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、16番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	<p>16番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、重富中学校から北に約40mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次の3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>3番についてご説明申し上げます。 譲受人、鹿児島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字池田〇〇番 田 578㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が準工業地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、宅地造成です。申請理由は、宅地造成（2区画）を造成するためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、15番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>15番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、始良警察学校から南西に約10mの位置です。被害防除の現況は、東が水路、西が農道、南が田、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次の4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>4番についてご説明申し上げます。 譲受人、鹿児島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、兵庫県尼崎市在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字辰喰〇〇番 田 737㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、宅地造成です。申請理由は、申請地は国道や小学校に近く、通勤や通学に便利であり、宅地分譲（3区画）を建設するのに最適地なためです。資金は自己資金と融資で対応し、水利組合の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。補足して申し上げます。現地調査の際に、北側の水路側の土羽の高さが足りないのではとの</p>

議 長	<p>指摘がありました。地固めをして基礎のコンクリートをうち、その上に施工するとの回答がありました。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、17番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>17番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、五社神社から西に約350mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が宅地、南が道路、北が水路です。申請実現の確実性は、自己資金証明も融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>5番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、霧島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人は4名で、東餅田在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字加祢ヶ原〇〇番〇 田 79㎡、〇〇番〇 田 245㎡、合計2筆の324㎡です。東餅田在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字加祢ヶ原〇〇番 田 466㎡、〇〇番〇 田 602㎡、合計2筆の1,068㎡です。東餅田在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字加祢ヶ原〇〇番 田 1,302㎡です。東餅田在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字加祢ヶ原〇〇番 田 1,196㎡です。合計6筆の3,890㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第二種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、宅地造成です。申請理由は、申請地は小学校、国道にも近く住宅も増えていることから宅地分譲（14区画）として最適地と考えたためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害除計画書の添付があります。3,000㎡を超えるため県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、18番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>18番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、コスモス始良店の東側隣接地です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が道路、北が田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>

議 長	次の6番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>6番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市の有限会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、東餅田在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字西七反田〇〇番〇 畑 796㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、宅地造成です。申請理由は、周辺地域が住宅街のため、宅地分譲するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。以上です。</p>
議 長	ただいまの説明に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	<p>3番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、帖佐駅から南西に約500mの位置です。被害防除の現況は、東が道路敷地、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	次の7番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>7番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人は2名で、平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字荒平〇〇番 田 332㎡、〇〇番 田 1,018㎡、〇〇番〇 田 1,119㎡、合計3筆の2,469㎡です。静岡県藤枝市在住の〇〇。土地の所在は、平松字荒平〇〇番 田 434㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、資材置場です。申請理由は、業務拡張により資材の置場が広く必要となり、急遽事業に入ろうとしたが、もう4筆加えて資材置場を変更造成するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。議案第4号1番と関連があります。隣接地〇〇番 雑種地 939㎡、〇〇番〇 雑種地 451㎡、〇〇番 雑種地 1,287㎡と一体利用し、全事業面積は5,580㎡です。以上です。</p>
議 長	<p>本案件については、議案第4号1番で、15番委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。</p> <p>次の8番について事務局の説明を求めます。</p>

	<p>事務局</p> <p>8番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、西宮島町在住の〇〇。譲渡人、平松在住の〇〇。土地の所在は、永池町〇〇番〇 畑 356㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、一般住宅1棟の建築面積142㎡です。申請理由は、現在、借家住まいのため、申請地に自己住宅を建築するためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、16番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委 員</p> <p>16番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、Aコープ重富店から北に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南が畑、北が畑です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の9番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>9番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、西餅田在住の〇〇。譲渡人、福岡市在住の〇〇。土地の所在は、松原二丁目〇〇番〇 畑 270㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は一般住宅1棟の建築面積87.36㎡です。申請理由は、借家住まいであり、自己の住宅を建築するためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委 員</p> <p>3番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、松原簡易郵便局から北東に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意</p>

議 長	見であります。以上です。
事務局	<p>次の10番について事務局の説明を求めます。</p> <p>10番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人は3名で、鹿児島市在住の〇〇他1名。土地の所在は、加治木町反土字東塩入〇〇番〇 田 860㎡です。譲渡人、加治木町日木山在住の〇〇。土地の所在は、加治木町反土字東塩入〇〇番 田 1, 103㎡です。譲渡人、加治木町日木山在住の〇〇。土地の所在は、加治木町反土字東塩入〇〇番 田 877㎡、〇〇番〇 田 119㎡の合計2筆の996㎡です。合計4筆の2, 959㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は宅地造成です。申請理由は、宅地分譲（10区画）として利用するためです。資金は自己資金で対応し、水利組合の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>6番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、国道事務所から北西に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が道路、西が雑種地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の11番について事務局の説明を求めます。</p> <p>11番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市の有限会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、下名在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字小宇都〇〇番〇 田 31㎡、〇〇番〇 田 789㎡、合計2筆の820㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が準工業地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は宅地造成、駐車場です。申請理由は、当地を宅地分譲の計画にいたる。生産区画数、宅地3区画、駐車場、普通車7台を計画。宅地、公衆道路と一体利用するためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。現地調査の際に、すでに地積調査をされていまして、2月26日付けで始末書の提出がありました。補足して申し上げます。こちらは、以前、産廃用地として転用の申請が</p>

	<p>ありました。当時は、県が所管しており、農業委員会としては不許可の意見を提出したところです。結局、始良市も産廃用地としては使用せず、不許可となっています。隣接地〇〇番〇 宅地 2㎡、〇〇番〇 宅地 38㎡、〇〇番〇 宅地 4.28㎡、〇〇番〇 宅地 33㎡、〇〇番〇 里道 27㎡と一体利用し、全事業面積が924.28㎡です。追認のため県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、17番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>17番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、帖佐中学校から西に約250mの位置です。被害防除の現況は、東が道路、西が道路、南が道路、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の12番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>12番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人、宮崎県延岡市在住の〇〇。土地の所在は、加治木町木田字江湖〇〇番〇 田 630㎡、〇〇番〇 田 496㎡、合計2筆の1, 126㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が準工業地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p>
<p>議 長</p>	<p>転用目的は駐車場と資材置場です。申請理由は、事業拡大のため、駐車場と資材置場として使用したいためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>6番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、加治木記念病院から南東に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地と雑種地、西が雑種地、南が宅地、北が雑種地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の13番について事務局の説明を求めます。</p> <p>13番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人、加治木町本町在住の〇〇。土地の所在は、加治木町木田字中尾立〇〇番 田 818㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は資材置場です。申請理由は、事業の拡大に伴い、現在使用している資材置場が狭すぎるので、資材置場を広く確保する必要があるためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。始末書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。追認のため県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>6番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、加治木記念病院から東に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が雑種地、北が里道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の15番について事務局の説明を求めます。</p> <p>15番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人は2名で、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字下川屋〇〇番〇 田 715㎡です。譲渡人、福岡市在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字下川屋〇〇番〇 田 715㎡です。合計2筆の1,430㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は貸駐車場です。申請理由は、申請地周辺には、ショッピングモール、病院、共同住宅があり、駐車場の需要が見込まれるためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書は、除外済のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、18番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

	<p>委員 18番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、イオンタウンから北に約250mの位置です。被害防除の現況は、東が道路、西が道路、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から13番及び15番までについて一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>委員 [質疑・意見なし]</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、お諮りいたします。 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から13番及び15番までについて原案のとおり、意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>委員 [賛成多数]</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数により、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から13番及び15番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については意見聴取いたします。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 議案第6号 —————</p>
<p>議長</p>	<p>次に、日程第8、議案第6号農地の利用目的変更願について議題に供します。 1番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第6号農地の利用目的変更願についてご説明申し上げます。 1番についてご説明申し上げます。 申請人、中津野在住の〇〇。所有者、住吉在住の〇〇。土地の所在は、住吉字トウベ〇〇番 畑 417㎡です。農地区分は、広がり10ha以上の一団の区域内にある農地ですので、第1種農地と判断されます。土地改良事業はなし。変更後の使用目的は、農業用倉庫です。申請理由は、申請地に農業用倉庫、建築面積72.2㎡を建築したいためです。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、17番委員に調査の結果並びに補足説明</p>

	をお願いします。
委員	17番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第1種農地です。申請地の位置は、永瀬公民館から北に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が道路、西が宅地、南が道路、北が畑です。申請実現の確実性は、農業用機械倉庫として利用するので確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。
議長	これより、議案第6号農地の利用目的変更願についての1番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それではお諮りいたします。議案第6号農地の利用目的変更願についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	[賛成多数]
議長	賛成多数により、議案第6号農地の利用目的変更願についての1番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
	次の議案に入る前に休憩といたします。 (休憩)
	時間になりましたので、議事を再開したいと思います。
	————— 議案第7号 —————
議長	次に、日程第9、議案第7号非農地証明願について議題に供します。1番から3番について説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第7号非農地証明願についてご説明申し上げます。1番についてご説明申し上げます。 申請人、西餅田在住の〇〇。所有者も同一です。土地の所在は、東餅田字野崎〇〇番〇畑 231㎡です。農地区分は、都市計画内の用途が第二種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。変更年月日は昭和61年4月30日です。現況は宅地です。申請理由は母が転用許可をとったが、登記をしていなかったためです。以上です。

議 長	<p>ただいまの説明に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>3番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地です。申請地の位置は、帖佐駅から北東に約150mの位置です。周囲の現況は、東が宅地、西が鉄道用地、南が宅地、北が通路です。非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地として31年が経過しており、建物もたっている状況でやむを得ないものと認める。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番についてご説明申し上げます。 申請人、増田在住の〇〇。所有者も同一です。土地の所在は、増田字郷屋〇〇番 畑 48㎡です。農地区分は、広がり10ha以上の一団の区域内にある農地ですので、第1種農地と判断されます。土地改良事業はなし。変更年月日は平成5年です。現況は宅地です。申請理由は平成5年より宅地となったためです。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、17番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>17番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第1種農地です。申請地の位置は、三船郵便局から南東に約100mの位置です。周囲の現況は、東が田、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地となって24年が経過しているのでやむを得ないものと認める。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>3番についてご説明申し上げます。 申請人、東餅田在住の〇〇、他2名。所有者も同一です。土地の所在は、東餅田字東丁原〇〇番〇 畑 304㎡です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。変更年月日は昭和47年12月1日です。現況は宅地の一部です。申請理由は隣接地〇〇番〇と一体的に造成工事を行い、昭和47年12月1日に建物が新築された際、庭や駐車場として利用し非農地となったためです。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、18番委員に調査の結果並びに補足説明</p>

	をお願いします。
委員	18番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地です。申請地の位置は、八日町公民館から西に約150mの位置です。周囲の現況は、東が宅地、西が道路、南が道路、北が宅地です。非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地の一部となっていから45年が経過しており、やむを得ないものと認める。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。
議長	これより、議案第7号非農地証明願についての1番から3番について一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それではお諮りいたします。議案第7号非農地証明願についての1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	[賛成多数]
議長	賛成多数により、議案第7号非農地証明願についての1番から3番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
	————— 議案第8号 —————
議長	次に、日程第10、議案第8号農地あっせん申出（借受希望）について議題に供します。 1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第7号農地あっせん申出（借受希望）についてご説明いたします。総会資料は、22ページでございます。今月の申請につきましては、1件となっております。参考資料につきましては、78ページから79ページになりますので、ご審議の参考としてください。 それでは、1番をご説明いたします。内容につきましては、借受です。申請者は、東餅田在住の〇〇。希望地区は、蒲生町白男、北、小川内。希望面積は、2,000㎡の田でイチジク、里芋等を予定しています。希望期間は5年以上。希望小作料は標準額となっております。以上、議案第8号の説明を終わります。
議長	これより、議案第8号1番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

委員	「質疑・意見なし」
議長	それではお諮りいたします。議案第8号農地あっせん申出（借受希望）についての1番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	[賛成多数]
議長	賛成多数により、議案第8号農地あっせん申出（借受希望）についての1番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案第8号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。
委員	「意見なし」
議長	いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第8号農地あっせん申出（借受希望）についての、1番については、4番委員、7番委員にお願いしたいと思います。 事務局案でよろしいでしょうか。
委員	「はい」
議長	それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願ひいたします。
————— 議案第9号 —————	
議長	次に、日程第11、議案第9号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について議題に供します。 事務局の説明を求めます
事務局	それでは、議案第9号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明します。資料は、23ページから30ページですので、審議の参考にしてください。 本案件につきましては、議案第1号の農用地利用集積計画（貸借）の意見決定と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積されたもので、借主が中間管理機構ですので別議案として上程いたします。なお、108番から110番が7番委員、111番が18番委員、112番が5番委員の関連する議案となっております。これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願ひします。また、112番から118番につきましては、貸出者が機構となっております、耕作者

の変更に伴う、貸借の始期と耕作者の変更となっておりますのでよろしくお願いいたします。

利用権を設定する者の氏名又は名称につきましては、25ページから30ページに各筆の明細が記載してありますのでご確認ください。23ページをお開きください。利用権設定を受ける者の氏名又は名称については、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 弓指 博昭です。募集期は、平成29年Ⅶ期です。利用権設定開始日は、平成30年3月31日からとなります。今回の募集期は、本年の12月中に公募を行い、本市で配分計画案を作成した後に、機構が配分計画を策定したもので、本市農業委員会の決定を受け、市が公告し、県が配分計画を公告・認可することで効力が発生します。

今回、中間管理機構を借主として利用権の設定をしようとするものは、全体で111筆、農地面積は119,686㎡です。設定する期間は、5年が4筆、10年が107筆です。

資料の24ページをご覧ください。借換区分別の集計と集積率についてご説明します。

今回の設定する地域は、寺師地区、蒲生町の北地区、白男地区、西浦地区です。

まず、寺師地区につきましては、借換区分は新規のみ、1筆の面積1,316㎡です。権利別は賃貸借のみ、期間別は10年のみとなっております。

続きまして蒲生町北地区につきましては、全体で4筆の面積7,744㎡です。借換区分は、載せ換えのみです。権利別は賃貸借のみ、期間別は5年が1筆の1,064㎡、10年が3筆の6,680㎡となっております。

蒲生町白男地区につきましては、全体で13筆の面積17,776㎡です。借換区分は、新規が1筆の2,823㎡、権利別は賃貸借、期間別は10年のみとなっております。載せ換えが12筆の14,953㎡、権利別は使用貸借が3筆の2,696㎡、賃貸借が9筆の12,257㎡、期間別は5年が1筆の1,958㎡、10年が11筆の12,995㎡となっております。

蒲生町西浦地区につきましては、全体で93筆の面積92,850㎡です。借換区分は、新規が2筆の3,025㎡、権利別は使用貸借、期間別は10年のみとなっております。A to Aが44筆の45,216㎡、権利別は賃貸借のみ、期間別は5年が2筆の1,857㎡、10年が42筆の43,359㎡となっております。載せ換えが47筆の44,609㎡、権利別は使用貸借が20筆の16,869㎡、賃貸借が27筆の27,740㎡、期間別は10年のみとなっております。

なお、地域集積の表については、今回設定する重点地区の蒲生町北地区、白男地区及び西浦地区の今回の集積率になります。面積及び集積率についてはお目通しの上、ご確認ください。なお、寺師地区については、個別申請となっておりますので、集積率には記載しておりません。ご了承ください。以上で、議案第9号の説明を終わります。

議 長	<p>それでは、1番から107番について、一括して質疑に入ります。ただ今の事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。 議案第9号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての1番から107番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第9号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から107番については原案のとおり決定いたしました。 なお、議案第9号108番から110番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。 108番から110番の関係者、7番委員の退席をお願いします。</p>
委 員	<p>（7番委員退席）</p>
議 長	<p>それでは、108番から110番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。 議案第9号108番から110番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第9号108番から110番については原案のとおり決定いたしました。 7番委員は着席してください。</p>
委 員	<p>（7番委員着席）</p>
議 長	<p>次に、議案第9号111番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。 111番の関係者、18番委員の退席をお願いします。</p>

	委員	(18番委員退席)
議長		それでは、111番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委員	「質疑・意見なし」
議長		それでは、お諮りいたします。 議案第9号111番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委員	[賛成多数]
議長		賛成多数により、議案第9号111番については原案のとおり決定いたしました。 18番委員は着席してください。
	委員	(18番委員着席)
議長		次に、議案第9号112番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。 112番の関係者、5番委員の退席をお願いします。
	委員	(5番委員退席)
議長		それでは、112番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委員	「質疑・意見なし」
議長		それでは、お諮りいたします。 議案第9号112番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委員	[賛成多数]
議長		賛成多数により、議案第9号112番については原案のとおり決定いたしました。 5番委員は着席してください。
	委員	(5番委員着席)

議 長	次に、113番から118番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員 「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第9号113番から118番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員 [賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第9号113番から118番については原案のとおり決定いたしました。
————— 議案第10号 —————	
議 長	次に、日程第12、議案第10号始良市ふるさと移住定住促進条例第2条第1項第1号に定める、補助対象地区内における農地法第3条に係る下限面積について議題に供します。事務局の説明を求めます。
	事務局 それでは、議案第10号始良市ふるさと移住定住促進条例第2条第1項第1号に定める、補助対象地区内における農地法第3条に係る下限面積について、ご説明します。総会資料の31ページが上程内容、32ページから34ページが本件に係る資料となりますので審議の参考にしてください。 本議案につきましては、始良市ふるさと移住定住促進条例が制定されたことを受け、条例第2条第1項第1号に定める、補助対象地区内における農地法第3条に係る下限面積の見直しを行い、承認を受けようとするものです。 つきましては、本年度11月の農業委員会総会において承認を受け、設置されました下限面積検討委員会の委員長の1番委員より検討委員会の決定した事項について報告をしていただきますので、ご審議方よろしくをお願いします。以上で、議案第10号の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して下限面積検討委員会の委員長の1番委員に、審議の結果について報告、説明をお願いします。
	委 員 1番委員です。本件につきましては、本年度11月の農業委員会総会において、条例第2条第1項第1号に定める、補助対象地区内における農地法第3条に係る下限面積見直しを行うために下限面積検討委員会が設置されました。 当委員会は、平成29年12月12日及び平成30年2月13日と2回の検討会を開催し、7名の委員で慎重に検討いたしました。始良市ふ

<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>るさと移住定住促進条例第2条第1項第1号に定める、補助対象地区内における農地法第3条に係る下限面積を本日の総会資料31ページの内容のとおり決定いたしましたので私からご報告いたします。</p> <p>それでは、総会資料の31ページをご覧ください。下限面積検討委員会の決定事項を読み上げてご報告とさせていただきます。</p> <p>1、条例第2条第1項第1号に定める、補助対象地区内における農地取得の下限面積を1㎡とする。但し、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域外農地とする。</p> <p>2、適用期間は、条例の期限と同様、平成32年3月31日までとする。</p> <p>3、対象者は、条例第3条第1項第1号に定める、住宅を新築若しくは購入又は中古住宅を購入した補助対象者とする。</p> <p>4、農地取得に際しては、農地法第3条の許可を得なければならない。農地として使用する旨の誓約書・営農計画書の提出を要する。最低5年の耕作を義務付ける。</p> <p>5、施行日は、総会の決議を経て公告日からとする。</p> <p>以上の事項を検討委員会で決定しましたが、当該条例の設置趣旨の本市の中山間地域の活性化と均衡ある発展を図るとともに、空き家の有効活用を図り、豊かで活力に満ちた持続可能な地域づくりを推進するとともに、本市農業委員会としましては、借り手や耕作が見込めない耕作放棄された農地の再生のみならず、さらに新規就農を希望する方が、農地を取得しやすくなることになり、将来的には規模拡大を図り、地域の担い手となることが期待できるかと思えます。以上で、下限面積検討委員会担当委員の報告を終わります。</p> <p>議案第10号について質疑に入ります。ただいま事務局及び下限面積検討委員会委員長からの報告、説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑・意見なし」</p> <p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第10号始良市ふるさと移住定住促進条例第2条第1項第1号に定める、補助対象地区内における農地法第3条に係る下限面積について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>〔賛成多数〕</p> <p>賛成多数により、議案第10号始良市ふるさと移住定住促進条例第2条第1項第1号に定める、補助対象地区内における農地法第3条に係る下限面積については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>委員の皆様、ご多忙のところ誠にご苦労様でした。</p>
--	--

農地あっせんの経過報告	
議 長	<p>次に、日程第13、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。</p> <p>まず、事務局からの報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。資料の2ページをご覧ください。</p> <p>21番につきましては、つい先日溝辺在住の方から、購入を検討しているとのことで連絡がありました。また検討結果を連絡するとのことです。</p> <p>続きまして、4ページをご覧ください。47番につきましては、北・白男近辺に農地を探している方がおりまして、その方にこの農地を紹介し、検討をさせていただいております。</p> <p>続きまして、6ページをご覧ください。61番につきましては、現在寺師で野菜を作られています、そのすぐ近くの農地で耕作者を探している方がいたため、その農地を紹介したところ、今回の総会にて利用権が設定されたところでございます。引き続きまた紹介を受けたいとのことです。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>あっせん委員から、何か報告等ございませんか。</p> <p>5番委員。</p>
委 員	<p>5番委員です。先ほど地区の話合いのなかで検討をしました。48番の〇〇さんは、なかなか買い手がいないため、現在〇〇さんが借りて耕作しているのでなくしてほしいとのことでした。その他については、事務局職員の〇〇さんへ伝えていきますので検討をお願いします。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p> <p>それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。</p>
農用地利用集積計画合意解約	
議 長	<p>次に、日程第14、農用地利用集積計画の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。2月は、45件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約（2月分）をのちほどご確認下さい。こちらにつきましては、議決不要案件となっておりますのでご理解よろしくお願ひいたします。</p> <p>また、前回総会時に提案のありました現地確認につきましては、今回から各担当委員に総会資料の配布時に現地確認をお願いしており、原状回復していない場合は、事務局までご連絡いただくようにしてございま</p>

	<p>す。確認結果についての総会報告は特に必要ありません。なお、中間管理事業への推進や耕作者の変更によるもの等確認が必要ないものに関しましては、現地確認から除いてあります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。</p>
	<p>委員 「質問・意見なし」</p>
議 長	<p>それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。</p> <p style="text-align: center;">————— その他 —————</p>
議 長	<p>それでは日程15、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。</p> <p>10番推進委員。</p>
	<p>委員 ○合意解約後の原状回復がされていない農地への指導確認</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p> <p>それでは、以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
	<p>事務局 ○平成30年度賃借料情報、農作業賃金等標準額について報告 ○戸別訪問のアンケート調査について説明 ○地区意見交換会について確認</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p> <p>それでは以上をもちまして、平成29年度第11回始良市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>[閉会]</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p>

議事録署名委員

署名委員 _____

署名委員 _____